

小山市不妊治療費助成金制度について

●令和6年度治療分から小山市不妊治療費助成金制度が新しくなりました。●

小山市で、令和6年度治療分より現行の不妊治療費助成制度を改正し、子供を望んでいるご夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療費助成内容の拡充を行いました。

区分	令和5年度治療分まで	令和6年度治療分以降
対象治療	保険外	保険内・保険外
対象者	法律婚の夫婦のみ	法律婚の夫婦及び事実婚の夫婦
助成内容	この制度を利用して出産した第一子のみ対象 申請は1年度に1回 5年間で100万円を限度	第二子以降も対象 申請は1年度に1回 5年間で100万円を限度（出産すると過去の申請がリセット）

※次に掲げる行為は助成対象外となります。①夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療②代理母によるもの③借り腹によるもの

1. 対象者

次の要件をすべて満たしている方(ご夫婦)

- (1)戸籍法による婚姻中の夫婦または事実婚関係にある夫婦^{※1}で、医師による不妊治療を受けている方
- (2)助成金の交付申請をする日の1年以上前から、小山市に夫婦ともに住民登録をしている方
(転出後の申請はできませんので、転出予定の方は事前にご相談ください。)
- (3)国民健康保険等の医療保険に加入している方
- (4)市税等を滞納していない方

※1住民票の続柄に「未届」又はこれに準ずる記載がされていること

2. 申請手続き

申請は、1年度につき1回、1医療機関までです。

期間は、不妊治療を受けた年度の翌年度末日までです。

【必要書類】

- ①助成金交付申請書(医師の証明が必要です。)
- ②事実婚に関する申立書(事実婚の場合のみ)
- ③領収書(申請額と領収書の金額が一致することを確認後、ご提出ください。
※治療費を振込等で支払った場合、請求書と振り込んだことがわかる書類(振込受領書やATMでのご利用明細書等)の両方をご提出ください。請求書のみでの提出はできません。
- ④高額療養費や付加給付があった場合はその支給額がわかる書類
※③と④をコピーで申請希望の場合は、ご自身でコピーした領収書、通知書等と原本の両方をお持ち下さい。原本は照合後にお返しいたします。

3. 助成内容

- ・助成対象者が支払った不妊治療費助成対象額の2分の1です。(1,000円未満は切り捨て)
- ・助成診療期間は当該不妊治療開始日^{※2}から5年間で、限度額は100万円です。
※出産すると過去の申請はリセットされます。
- ・また、国・他自治体又は医療保険に関する規定により不妊治療に要する費用に対し給付がある場合は、その額を控除した金額の2分の1です。
※国・他自治体又は医療保険の給付金額が助成対象額を超える場合、小山市で助成を受けることはできませんのでご注意ください。

※2小山市で助成を行った年度を1年目として数えます。

4. 不妊に関する栃木県の相談機関

名称:栃木県不妊専門相談センター
場所:とちぎ男女共同参画センター(パルティ)／宇都宮市野沢町4-1
開設時間:毎週火～土曜日・毎月第4日曜日
午前10時～12時30分／午後1時30分～4時
電話番号:028-665-8099

※助成金制度について詳しくは小山市教育委員会保育課までお問合せ下さい。
Tel0285-22-9634